

議案第 5 号

鴨川市総合保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市総合保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市総合保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市総合保健福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 10 号及び第 11 号を次のように改める。

- (10) 子ども家庭センター
- (11) 地域福祉活動推進室

第 4 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第 9 条中「第 3 条第 10 号及び第 11 号」を「第 3 条第 11 号」に改める。

第 10 条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。